

～Bridge通信～

No.16 平成25年7月発行

『薬師家の人々』から学ぶ労務管理のポイント！

第5回 雇用契約に伴う権利と義務



薬師太郎くん、君はこれから当社で働いてもらうわけだが、当社には働くうえでの守るべきルールというものがあるんだ。それについて、うちの顧問社会保険労務士さんに少し話をしてもらうから、よく聞いておくんだよ。



働くうえでの守るべきルール…？ はい！よろしくお願いします！

薬師君、入社おめでとうございます。
さっそく、(株)光コーポレーションの社員として守るべきルールについて話をさせてもらいたいんだけど、その前に…、
「雇用契約に伴い生じる権利や義務」
について話をしておくね。これもルールの一つだからしっかり聞いてね。

まず、雇用契約というのは、民法に定めのある「契約」のひとつなんだけど、会社と働きたい人が合意に基づき結ばれる継続性のある契約なんだ。

その継続性のある契約、雇用契約には、契約終了までに色々な権利や義務が付随しているんだ。

まずは、その会社と社員がそれぞれが負っている義務についてなんだけど、代表的なものは次のようなものがあるよ。

【会社(=使用者)が負っている義務】

- ① 『賃金支払義務』
→労働の対価に対して賃金を支払う義務
- ② 『安全配慮義務』
→安全で健康的に働ける場所を提供する義務
- ③ 『職場環境配慮義務』
→職場の秩序(セクハラ対策等)を守る義務 等

【社員(=労働者)が負っている義務】

- ① 『労働力提供義務』
→雇用契約で約束した職務について健全な労働力を提供する義務
- ② 『職務専念義務』
→就業時間や業務中は、職務について優先的にかつ、真剣に取り組む義務
- ③ 『企業秩序遵守義務・秘密保持・競業避止義務』
→会社が定めたルールや、会社の営業秘密や個人情報情報を漏洩しない、会社の利益に反する行為(競業行為)をしない義務 等

